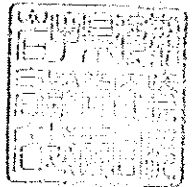


岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表について
岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成19年条例第22号)第6条の規定により、別紙のとおり公表します。

平成25年10月23日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷藤 裕明



平成 25 年度 岩手県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況

1 任免及び人数の状況

広域連合の職員は、地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づき岩手県と岩手県内の市町村から派遣されています。職員の採用や退職などの任免については派遣元自治体で行われており、当広域連合では実施していません。

(1) 派遣自治体別職員数

平成 25 年 4 月 1 日現在

派遣元自治体	H24	H25	増減	広域連合における役職名
岩手県	1	1	0	次長兼総務課長
盛岡市	4	4	0	事務局長、業務課長、会計室長事務代理兼 会計管理者、副主幹兼主任主査
花巻市	1	1	0	主任主査
北上市	1	1	0	主任
宮古市	0	1	1	主任
奥州市	2	2	0	主任主査、主任
久慈市	1	1	0	主事
遠野市	1	1	0	主任
一関市	2	2	0	主査、主事
二戸市	1	1	0	主査
八幡平市	1	1	0	主任
雫石町	1	0	△1	主事
岩手町	1	0	△1	主任主査
矢巾町	1	1	0	主任
金ケ崎町	1	1	0	主事補
岩泉町	1	1	0	主査
軽米町	0	1	1	主事
西和賀町	0	1	1	主任
計	20	21	1	

(2) 所属別職員数

区 分		H24	H25	増減
広域連合 事務局	事務局長	1※	1※	0
	事務局次長	1※	1※	0
	総務課	5※	5※	0
	業務課	11	12	1
	会計室	2	2	0
広域連合 議会	書記長	1※	1※	0
	書記	5※	5※	0
選挙管理 委員会	書記長	1※	1※	0
	書記	6※	6※	0
監査	書記	1※	1※	0
計		20	21	1

※は兼務（議会、選挙管理委員会、監査は、事務局長・次長・総務課職員が兼務しています。）

2 給与の状況

職員の給与は、給料のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、単身赴任手当、児童手当があります。（退職手当は除く。）

このうち、給料、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、単身赴任手当、児童手当は、派遣元自治体の規定により支給され、広域連合が負担しています。

また、通勤手当、管理職手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当は、広域連合の規定により広域連合が支給しています。

(1) 広域連合が支給する手当（平成24年度）

区 分	手当の実績	内 容
通勤手当	2,743,470円	片道2キロ以上の通勤距離で、バスなどの交通機関や自動車などの交通用具を使う職員に支給
管理職手当	3,344,400円	管理または監督の地位にある職員に対して支給
寒冷地手当	1,141,400円	世帯区分に応じ支給
時間外勤務手当	2,774,957円	正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給
休日勤務手当	48,690円	職員の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給
職員手当合計	10,052,917円	

(2) 特別職の報酬

区 分		報酬の額
広域連合長		年 額 70,000円
副広域連合長		年 額 50,000円
広域連合議会	議長	年 額 21,000円
	副議長	年 額 18,000円
	議員	年 額 15,000円
選挙管理委員会	委員長	日 額 5,000円
	委員	日 額 5,000円
監査委員	識見を有する者のうちから選任された者	日 額 5,000円
	議会の議員のうちから選任された者	日 額 5,000円

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間

区 分	内 容
勤務時間	週 38 時間 45 分
休憩時間	12 時から 13 時まで
勤務時間の割り振り	普通勤務 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
	遅出勤務 9 時 00 分から 17 時 45 分まで

(2) 休暇、休業

区 分	内 容
年次休暇	1 の年ごとの休暇で、規則で定める日数が毎年付与され、規則で定める日数を限度として当該年の翌年に繰り越すことができる休暇 (有給)
病欠休暇	負傷又は疾病のため療養を要し、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇 (3 ヶ月以内まで有給：3 ヶ月以上から無給)
特別休暇	選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の理由により勤務しないことが相当である場合、それぞれ規則で定める日数を取得できる休暇 (有給)
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇 (勤務しない時間を減額)
育児休業	3 歳に達する日までの子を養育するために職務に従事しないことを認める制度である。(無給)
部分休業	就学前の子を養育するために、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1 日につき 2 時間から当該育児時間を減じた時間を超えない範囲で職務に従事しないことを認める制度で、30 分単位で取得することができる。(勤務しない時間を減額)

4 分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、病気などのために職務が十分に果たせない場合などに公務の能率を維持するために行う処分、懲戒処分とは、法令違反などの義務違反があった場合などに規律の秩序を維持するために行う処分です。

このうち、分限処分については派遣元自治体の関係規定を適用して行い、懲戒処分については、広域連合の職務に関する懲戒は広域連合関係規定を適用して行います。

平成 24 年度に該当事案はありません。

5 サービスの状況

職員は、地方公務員法及び岩手県後期高齢者医療広域連合職員服務規程により守らなければならない義務が定められており、全体の奉仕者としての職責を深く自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するよう努めています。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

職員の研修については、実務と制度に精通することにより広域連合事務の円滑な運営に資することを目的に実施しています。平成 24 年度における研修の状況は次のとおりです。

研修種別	人数	研修内容
担当業務に係る実務研修	2人	国保給付担当者事務研修
	1人	国保担当・税務収納担当職員合同研修
	6人	電算処理システム業務研修

7 福祉及び利益の保護の状況

職員の健康診断は、派遣元自治体または広域連合で実施しています。

職員の利益は、不利益処分に対する不服申し立て制度により保護されており、不利益処分を受けた職員は岩手県公平委員会に対し不服申し立てを行うことができるとされています。

平成 24 年度に該当事案はありません。